

【全員申請】 就学支援金 4月手続について

太枠内をご確認のうえ、全ご家庭(本校特待生を含む)が申請手続をお願いします。

4月手続では、令和6年度課税情報に基づき、4月～6月分の支給区分を国(県)が判定します。制度については裏面をご一読になり、ご不明な点は事務室支援金係にお問い合わせください。なお、課税年度切替のため、7月にも同様の手続をお願いします。(ご案内は6月末に行います)

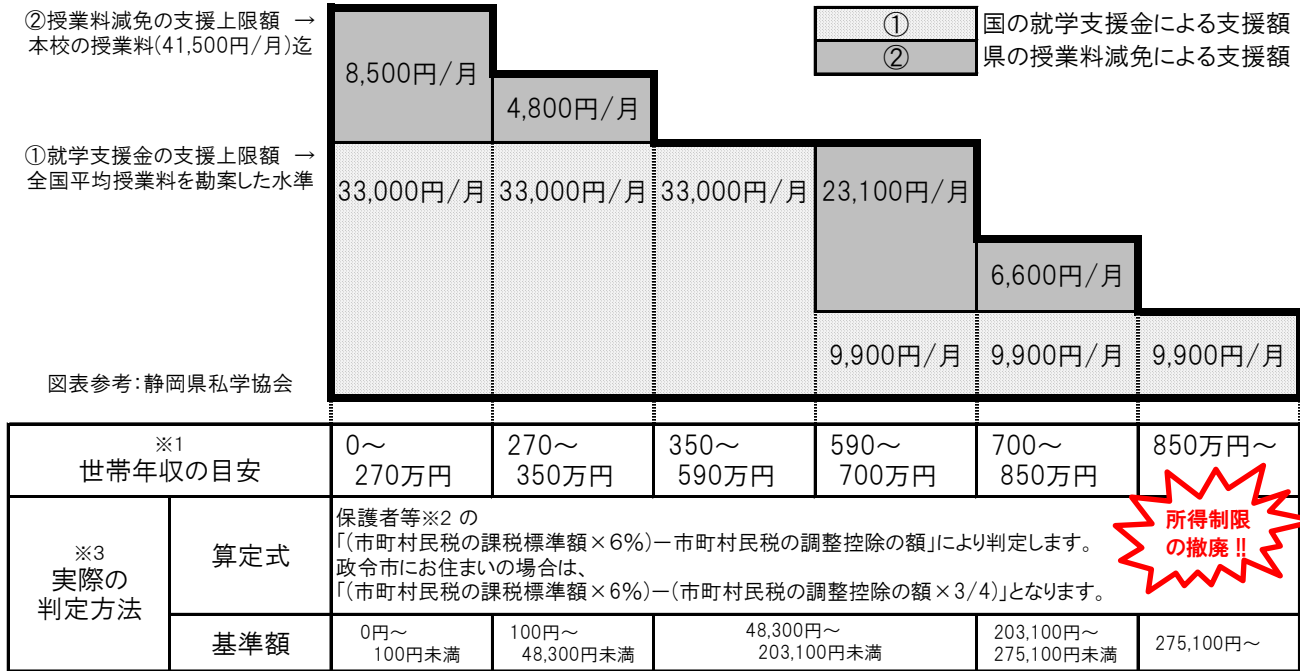
<p>手続期日</p>	<p><input type="checkbox"/> 4月16日(水)まで 4/17(木)以降、事務室がとりまとめを開始しますので、期日厳守ににご協力ください。 手続が5月になると4月分の支給はできませんのでご注意ください。</p>
<p>手続方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 手続専用サイト(e-Shien)にログイン 配付資料「ログインID通知書」のログインID・パスワードをご利用ください。(3年間大切に保管してください)</p> <p><input type="checkbox"/> 必要事項を入力 配布資料「これから就学支援金を申請する方へ」に沿って、保護者の方がご対応ください。(下記も必読) 操作に困ったら、資料内のQRコードから、動画「e-Shienの操作方法<新規申請編>」も参照してください。</p> <p>入力手順概略</p> <ol style="list-style-type: none"> e-Shienにログインして[新規申請]の項目から意向登録を選択。 確認事項の画面で□にレ点を入れる。 「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。」を選択。 画面に沿って意向登録を完了し、次の2点に注意して生徒情報、保護者情報、収入状況を入力する。 <p>(1)保護者情報入力画面において、<u>ひとり親家庭でない場合は必ず保護者2名分の情報を入力すること。</u> 保護者の一方が収入・課税なしでも、世帯としての保護者2名分の情報と個人番号入力が必要なため。</p> <p>(2)同画面において、<u>保護者のマイナンバーカード読み取りは行わず、個人番号を直接入力すること。</u> カード読み取り時にエラーが発生しやすく、その後の操作が困難になるため。配布資料の申請手順を参照。</p>
<p>以下は該当者のみ、追加対応するもの</p>	
<p><input type="checkbox"/> 海外赴任者・国外在住者 ※令和6年(2024年)1月1日現在で該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外赴任者は勤務先から「海外赴任証明書」を入手し、別途事務室に提出すること。 国外在住者(外国人保護者で母国で仕事をしている等)は、令和6年(2024年)1月1日時点で国外にすることがわかる公的書類(パスポートの出国歴が分かるページの写し等)を別途事務室に提出すること。 海外赴任者・国外在住者は、日本国内での課税対象外です。従って日本に残る保護者の課税情報により就学支援金が判定されますが、この場合の加算支給はありません(最大でも9,900円/月支給の意味)。 また、就学支援金と連動した「静岡県の授業料減免制度」による支給は、県の規定上、受けられません。 <p><input type="checkbox"/> 不開示希望者 DV・虐待等の被害を受けて避難している場合において、現在の住所・居所の特定を避けるため、マイナンバーを利用した情報照会の不開示を希望する場合は、別途事務室に連絡すること。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ※該当者には後日連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 国(県)の判定時に、保護者のマイナンバーから課税情報が確認できず、判定不能の結果が出た者は、各市町の税務担当課で税申告をしたうえで、令和6年度課税証明書を別途事務室に提出すること。 このほか、国(県)から追加対応を求められる場合があり、該当者には個別に連絡いたします。 	

令和7年度 国と県の授業料支援制度

◎令和7年度においては、**所得制限が撤廃**されましたので、**全ご家庭(本校特待生を含む)が①就学支援金を申請してください。**

ただし、保護者が税申告をしていない場合、国(県)が基準額を確認できないため、後日対応をお願いします。

◎ ①国の就学支援金制度、②静岡県の授業料減免制度による支援額は、申請者に代わって学校が受け取り、授業料に充てるものです。①+②の支援上限額は、各学校が設定する授業料(本校は41,500円/月)です。なお、令和8年度からは年額457,000円が一律支給予定のため、下図は令和7年度までのものとなります。



- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安年収例です。文科省HPの「所得基準に相当する目安年収例」では、家族構成×就労状況ごとに目安年収を確認できます。
- ※2 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」(ひとり親世帯の場合は、父又は母)になります。実質的な監護関係にある者ではありません。
- ※3 実際の判定では、国(県)が保護者のマイナンバーから世帯の課税情報を確認し、自動的に区分を判定します。判定前に確認する場合は、各市町の税務担当課で令和6年度課税証明書を取得し、算定式にあててください。本校では区分判定を行いませんので、あらかじめご了承ください。

各支援制度の流れ

①国の就学支援金制度

- ・**所得制限が撤廃**されましたので、**全ご家庭(本校特待生を含む)が申請手続を行ってください。**
- 1回目：4月Web手続 → 学校とりまとめ → 国が判定 → 認定・返金9月頃
- 2回目：7月Web手続 → 学校とりまとめ → 国が判定 → 認定・返金11月頃 → 以降は授業料と相殺
- ・**国の認定後に支援額を返金します。認定までは通常の授業料を毎月納めてください。**
- 1回目：9月頃に4月~6月分の支援額を返金します。(1回目・2回目とも返金時期はやや前後します)
- 2回目：11月頃に7月~11月分の支援額を返金します。12月以降の支援額は毎月の授業料と相殺します。
- ・令和8年度からは制度が拡充されるため、返金時期を含めた流れが上記と大きく変わる場合があります。

②静岡県の授業料減免制度

- ・**②の申請手続は、原則必要ありません。**①の認定区分に連動して、年度末に自動的に算定が行われるためです。2026年3月に支援額1年分を返金しますのでお待ちください。返金後は受領書の提出をお願いします。
- 支援額1年分の算定方法・・・2025年4月~6月分は①の1回目、7月~3月分は①の2回目認定区分に連動。
- ・**県外保護者のみ、②を受領する場合は他県同制度を利用しない旨の誓約書を提出してもらいます(併用不可)。**
- ・**他県同制度を優先することも可能で、その場合は管轄部署をお調べになり、保護者各自で手続を進めてください。**
- ・令和8年度からは①の拡充を受け、制度自体が継続されるかどうか、2025年4月現時点では不明です。

③高校生等奨学給付金制度

- ・非課税世帯及び生活保護世帯を対象として、授業料以外の教育費が年額5~15万円支援される制度です。
- ・**毎年夏頃、保護者が居住する県の管轄部署宛に、保護者各自で申請手続を行う必要があります。**
- 該当世帯の方はWebから「高校生等奨学給付金」で検索して、居住する県の管轄部署や期日をお調べください。
- 学校主導の手続ではないこと、書類準備などの負担が比較的多いことに注意して、手続を進めてください。
- ・静岡県の申請手続の案内は本校にも届くため、県内保護者に配信可能です。希望者は事務室までご連絡ください。

高等学校等就学支援金の申請には オンライン申請が便利です！



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ ~~マイナンバーカードがあれば、審査期間を短縮~~できます
個人番号が入力できれば良いので、マイナンバーカードは不要(裏面参照)



申請は[こちら](#)から



申請手順

1 ログイン

学校から配布されるID・パスワードを入力します。

オリエンテーションで保護者に配布(要保管)

2 意向登録

支給を希望するかないかを選択します。

意向ありとして進める

3 生徒情報の確認

学校で登録された情報から変更がないか確認します。

4 保護者情報の入力

審査対象の保護者を確認し、氏名や生年月日等を入力します。

生徒情報	
氏名	支那 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
保護番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	常盤1-1-1
(連絡先・郵便番号)	(例) 〇〇〇マンション〇〇〇号室
メールアドレス	manuel@mext.go.jp

保護者等情報	
親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。	
保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
個人情報	
姓<漢字>	名<漢字>
(前) 支那	(前) 太郎
姓<ふりがな>	名<ふりがな>
(前) しえん	(前) たろう
生年月日	電話番号

5 収入状況の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6 提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (5.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。

マイナポータル

機種等不具合による読み取りエラーを回避するため、マイナンバーカードを持っていても、静岡県の私立高校では、全ご家庭この方法を取らないこと。

スマートフォン又はICカードリーダーで読み取ります

課税情報等が自動で転記され、そのまま提出します

収入項目	金額
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
所得割額 <市町村民税>	1,237,000円
所得割額 <道庁県民税>	21,890,000円
所得割額 <市町村民税>	30,000円
所得割額 <市町村民税均等割額>	45,000円
配属者控除等	-

II 全員、の方法で申請します。

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。 **世帯の保護者全員分を必ず入力**

都道府県

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 **必須**

123456789012

提出後、都道府県担当者がマイナンバーで課税情報等を確認し、登録します

収入項目	金額
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
所得割額 <市町村民税>	1,237,000円
所得割額 <道庁県民税>	21,890,000円
所得割額 <市町村民税>	30,000円
所得割額 <市町村民税均等割額>	45,000円
配属者控除等	-

III I、IIのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル
 - ・ よくあるFAQ
 - ・ オンライン申請の説明動画

操作不明点はQRコードから動画を参照
e-Shienの操作方法 <新規申請編>



文部科学省HP

静岡県の私立高校では、オンライン手続に一斉変更